

低入札価格調査制度の履行確認調査に関する要領

令和8年4月1日(最終改正)

(趣旨)

第1条 宇治市財務規則（昭和44年宇治市規則第1号。以下「規則」という。）の規定により契約権者が行う契約手続において、低入札価格調査制度における失格基準価格以上で調査基準価格を下回ったときの調査方法等について定め、調査等の公平性の確保を図ることを目的として制定する。

2 宇治市が発注する建設工事の低入札価格調査制度の履行確認調査に関する事務の取扱については、別に定めるもののほかこの要領の定めるところによる。

(調査委員会の設置)

第2条 契約課長は、建設工事の入札等において失格基準価格以上かつ調査基準価格を下回る応札等があったときは、すみやかに低入札価格調査委員会を設置し、調査をしなければならない。

2 低入札価格調査委員会の委員は、建設部長、都市整備部長、総務・市民協働部長、理事、技監、当該案件の工事担当課の課長及び建設総括室主幹、上下水道部の案件にあつては上下水道部長及び技術参事をもって構成することとし、委員長は建設部長とする。ただし、都市整備部の案件の場合は、都市整備部長を委員長とする。また、低入札価格調査委員会の事務局は契約課に置くこととする。ただし、この場合によりがたい場合は、当該案件を担当する部会長の指名した者をもって替えることができる。

(調査の実施)

第3条 低入札価格による調査にあたっては、当該業者から次に定める資料を、指定する期日までに提出させ、調査を行わなければならない。特に期日の指定がない場合は、開札日の翌日から起算して5日後（閉庁日を除く）の午後5時までとする。なお、提出資料の様式は別に定めるもの、またはそれに準じた様式（別に定める様式に記載する項目等をすべて満たす様式）とする。

(1) 当該価格で入札した理由書

(様式-1)

- (2) 積算内訳書、必要に応じて内容明細書 (様式-2)
- (3) 施工体制台帳、施工体系図 (様式-3、4)
- (4) 手持工事の状況 (様式-5)
- (5) 配置予定技術者名 (様式-6)
- (6) 手持資材の状況 (様式-7)
- (7) 資材購入先一覧 (様式-8)
- (8) 手持機械数の状況 (様式-9)
- (9) 労務者の確保計画 (様式-10)
- (10) 工種別労務者の配置計画 (様式-11)
- (11) 過去に施工した公共工事名及び発注者 (様式-12)
- (12) 建設副産物の搬出先 (様式-13)

2 契約課長等は、調査対象者が資料を提出する際は、不備又は不足がないことを確認の上、受理することとする。資料に不備又は不足がある場合、資料を受理しないものとし、第6項の手続きを行う。

3 前項に定める資料が提出されたときは、すみやかに提出資料についての調査を行わなければならない。なお、第1項に定める資料が期限内に提出されない場合は理由のいかんを問わず失格とする。なお、この場合でも、入札等参加の制限は解除されない。提出資料の調査は、当該案件にかかる設計積算書をもとに提出資料の内容について、当該応札等価格において契約の内容に適合した履行が可能であるか否かの調査を行なうものとする。なお、調査過程で当該案件にかかる設計積算書に錯誤が発見されたときはそれを訂正し、正しい設計を考慮して契約の内容に適合した履行が可能であるか否かの調査を行わなければならない。

4 提出資料に関する調査が終了したときは、すみやかに当該業者に対して、ヒアリングによる調査を行うものとする。ただし、提出資料の調査において特に必要がないと判断した場合は、委員長の決定によりヒアリングによる調査を行わないことができる。ヒアリングを行う項目は、提出資料の内容及び第4条に規定する調査の項目等から、契約の内容に適合した履行が可能であるか否かの判断を行うために必要な項目を委員が定め、調査を行うものとする。

5 ヒアリングによる調査に際しては、ヒアリングによる調査の日の6

日前（閉庁日を除く）までに、ヒアリングによる調査の日時、場所、当該業者から追加で提出を求める資料等について通知をすることとする。なお、提出を求めた資料については、ヒアリングによる調査の日の2日前（閉庁日を除く）の午後5時までに提出させなければならない。また、ヒアリングに際しては、主任（監理）技術者の同席を求めることとする。ただし、提出された追加資料に不備又は不足がある場合、追加資料を受理しないものとし、第6項の手続きを行う。

- 6 本調査の実施に際し、第1項に定められた資料、追加資料が期限までに提出されない場合又は受理されない場合、契約課長は「期限までに求められた資料が提出できない」旨の申出書の提出を求め、入札執行者は、第3項に該当するものとみなし、当該入札者を失格とする。
- 7 ヒアリングにおいて契約の内容に適合した履行が可能であるか否かの判断を行うために、追加資料が必要と判断した場合、別途調査対象者に提出を求める資料について通知することとする。提出を求めた資料については、指示日の翌日から起算して4日後（閉庁日を除く）の午後5時までに提出させなければならない。なお、既に提出された資料の修正等は認めない。また、提出された追加資料に不備又は不足がある場合、追加資料を受理しないものとし、第6項の手続きを行う。
- 8 低入札価格による調査のすべてが終了したときは、委員はその各調査の結果をもとに、当該応札等価格において契約の内容に適合した履行が可能であるか否かの判断を行い、低入札価格調査委員会としての調査の結果を決定しなければならない。なお、低入札価格調査委員会は、仕様書、設計図書類での基本的な要求事項を満たしていないと思われる場合や、指定の工法によらないことなど設計条件を満たしていないと考えられる場合、これを失格させることができる。なお、この場合でも、入札等参加の制限は解除されない。処理結果については、その旨審査委員会に報告する。

（調査の内容）

第4条 低入札価格調査委員会は、当該応札等価格において契約の内容に適合した履行が可能であるか否かの判断をするにあたり、次の項目に重点をおいて調査を行うものとする。

- (1) 当該価格により入札等を行った理由

- ① 当該応札等価格で当該工事が安全で良質な施工が可能であるかの確認
- (2) 応札等価格の積算内訳
 - ① 仕様及び数量の確認
 - ・数量総括表に対応する積算内訳となっているか
 - ・設計図書での要求事項を理解して見積を行っているか
 - ・指定の数量によって積算されているか、指定がない場合は適正な数量で積算されているか
 - ・指定の工法によって施工することとしているか、工法指定がない場合は安全性等に問題のない工法か
 - ② 資材単価、労務単価について、発注者の単価に比して著しく安価でないかの確認、著しく安価である場合はその設定理由を確認
 - ③ 下請業者との関係の確認
 - ・下請けに係る見積額が積算に正しく反映されているか
 - ・下請業者の見積内容（工法・数量等）が適正であるか
 - ・下請業者の資材単価、労務単価が著しく安価でないか
 - ④ 安全対策の確認
 - ・安全管理等の共通仮設費の計上が適正であるか
 - ・指定仮設について適正であるか
 - ⑤ 現場管理費の計上が適正であるか確認
 - ⑥ 一般管理費の計上が適正であるか確認
- (3) 施工体制及び施工計画
 - ① 下請業者との関係等を確認し、当該工事を適正に施工することが可能かを確認
- (4) 手持工事の状況
 - ① 手持工事の状況から間接費節減の可能性について確認
 - ② 技術者の配置の確認
 - ・配置予定技術者の手持工事の配置技術者との関係について
 - ・配置予定技術者の名簿の提出を求め、雇用関係を健康保険証等の写しで確認
 - ・配置予定技術者について、公告または公示後に採用した者でないか

- (5) 手持資材の状況
 - ① 手持資材を当該工事で活用する場合に、具体的な数量、活用方法及び保管状況等を、写真並びに現地確認等の方法により確認
 - ② 低価格での応札等との関連性について確認
- (6) 資材の購入先及び購入先との関係
 - ① 当該工事で使用する資材について、低価格で調達が可能としている場合はその根拠を、資材販売店等の作成した見積書等により確認
- (7) 手持機械数の状況
 - ① 当該工事において手持の建設機械等を使用する場合は、所属等を証する車検証等の資料を確認
- (8) 労務者の具体的供給見通し
 - ① 労務者の供給計画で当該工事の適切な履行が可能かを確認
 - ② 労務者を自社従業員で従事させる場合は名簿の提出を求め、雇用関係を健康保険証等の写しで確認
- (9) 過去における施工実績
 - ① 過去に施工した公共工事の施工体制台帳及び請負代金内訳書の提出を求め、内容についての調査・確認
 - ② 宇治市発注工事における低入札受注工事の実績があれば報告させ、その内容及び工事評点結果を確認
- (10) 経営の状況及び違法行為等の有無
 - ① 当該業者の経営状況、建設業法違反等の違法行為及び指名停止の履歴等について確認
- (11) 建設副産物の搬出先
 - ① 建設副産物の搬出予定地や処理体制等が発注仕様書等に適合しているか確認
 - ② 搬出予定地が適正な処理を行っている施設か、処理価格が適正かを確認
- (12) その他の必要な事項
 - ① 当該工事が安全で良質な施工が可能であるかの確認をするにあたり、他に必要な事項があれば確認

(調査の結果)

第5条 調査の結果、低入札価格調査委員会が当該価格において契約の内容に適合した履行が可能であると判断したときは、その応札等を行った者を落札決定者としなければならない。また、その結果を当該案件の審議を行った業者選定委員会の部会の部会長に報告しなければならない。

2 調査の結果、低入札価格調査委員会が当該価格において契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると判断したときは、契約の履行に関する審査委員会を設置し審査を行わなければならない。

(審査委員会の設置)

第6条 契約課長は、低入札価格調査委員会において当該価格において契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると判断したときはすみやかに契約の履行に関する審査委員会を設置し、当該応札等価格において契約の内容に適合した履行が可能であるか否かの総合的審査及び判断を行わなければならない。

2 契約の履行に関する審査委員会の委員は、当該案件にかかる担当部局の担当副市長、理事、技監、建設部長（都市整備部の案件の場合は都市整備部長）、上下水道部の案件の場合は上下水道部長及び技術参事、総務・市民協働部長をもって構成することとし、委員長は担当副市長とする。また、契約の履行に関する審査委員会の事務局は契約課に置くこととする。

(審査の実施)

第7条 契約の履行に関する審査にあたっては、事務局は事前に弁護士等専門的知識を有する者に対して、当該案件にかかる一連の経過、調査委員会の判断理由及び当該応札者を落札者としなかった時の影響等について相談のうえ意見を聞き、その結果をとりまとめ審査委員会に審査資料として提出しなければならない。

2 契約の履行に関する審査委員会は、前項による事務局提出の審査資料及び調査委員会での調査経過及びその資料をもとに、当該応札等価格において契約の内容に適合した履行が可能であるか否かの総合的審査及び判断を行わなければならない。

(審査の結果)

第8条 審査の結果、契約の履行に関する審査委員会が当該価格において契約の内容に適合した履行が可能であると総合的に判断したときは、その応札等を行った者を落札決定者としなければならない。また、その結果を担当する部会長に報告しなければならない。

2 審査の結果、当該価格において契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認めるときは、次順位の価格者を確認し、次順位の者が調査基準価格以上の応札等であるときはその者を落札決定者としなければならない。次順位の者が調査基準価格以下の応札等であるときは、最低価格者と同様に調査及び審査を行い結果を決定するものとする。次々順位の価格者のときも同様とする。

(調査及び審査結果の公表)

第9条 低入札価格による調査及び契約の履行に関する審査を行った結果は、結果確定後すみやかに当該応札者及び入札等参加業者全社に連絡しなければならない。また同時に、当該案件にかかる入札等の結果をすみやかに所定の方法にて閲覧に供しなければならない。ただし、調査及び審査の経過については公開しないこととする。

(その他)

第10条 この要領に定めのない事項及びこの要領の事項について特に定める必要があると認めるときは、市長がこれを定めることができる。

附 則

この要領は、平成14年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成15年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成15年8月6日以降の発注から施行する。

附 則

この要領は、平成16年4月1日以降の発注から施行する。

附 則

この要領は、平成21年8月1日以降に発注する案件から施行する。

附 則

この要領は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、令和 3 年 5 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。